

地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求について
の動議

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、次の事項について監査を求め、その結果の報告を請求する。
よって、これを動議として提出する。

令和8年（2026年）7月13日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘
	同	同	上	岡田	かずのり
賛成者	同	同	上	津野	てるひさ
	同	同	上	重黒木	優平
	同	同	上	中村	てつや

1 監査を求める事項

平成28年度に市長が本庁舎移転の方針を決定して以降、令和8年（2026年）5月28日の議会全員協議会において新庁舎整備の進め方の再検討が表明されるまでの間に、本庁舎移転及び新庁舎整備に関して執行された事務事業並びにこれに係る公金の支出について。

2 監査を求める理由

鎌倉市は、平成28年度に「鎌倉市本庁舎整備方針」を策定し、本庁舎を移転して整備する方針を決定した。その後、深沢地域整備事業用地を移転先として選定し、基本構想、基本計画、市庁舎現在地利活用構想及び利活用計画の策定、新庁舎基本設計業務の発注等を進めてきた。

しかしながら、令和8年（2026年）5月28日開催の議会全員協議会において、市は新庁舎整備の進め方を再検討することを表明した。その理由として、深沢地域整備事業費の増加に伴う財政負担、建設工事費の高騰による事業費の増加並びに学校施設及びインフラ整備等の重要事業への影響が挙げられている。

このことは、これまで長期間にわたり進められてきた本庁舎移転及び新庁舎整備事業について、その前提条件及び事業計画に重大な変更が生じたことを意味するものであり、これまで支出された公金及び実施された事務事業について、市民に対する説明責任を果たす必要がある。

よって監査委員におかれては、平成28年度以降に本庁舎移転及び新庁舎整備に関連して執行された事務事業について、次の事項について監査を実施し、その結果を議会に報告されたい。

- （1）これまで執行された関連事業における公金の支出（調査、計画策定、設計等に係る外部委託費及び職員人件費を含む内部経費など）並びに基金の運用状況について、事実関係及び支出総額等を明らかにした上で、その執行手続が法令等に照らして適正であったかどうか。
- （2）方針の変更に伴い生じた契約解除や計画変更等の費用を含め、これまでの事務事業及び公金支出が、最少の経費で最大の効果を上げるよう、効率性及び経済性の観点から適切に執行されていたかどうか。

(3) 上記の監査の結果から明らかになった、今後の事業推進または計画的再検討に際して、是正または改善すべき事務執行上の課題。

以上、地方自治法第98条第2項の規定に基づき、監査委員に対し、監査を求める。